

公共工事品質確保に関する議員連盟

制度検討部会（平成十九年度第九回）

平成二〇年二月十四日（木） 十二時から  
自由民主党本部 七〇二号室

議事次第

一 開会

一 公共工事の品質確保に関する提言に対する  
各省庁からの施策について

一 質疑応答

一 閉会

公共工事情品質確保に関する議員連盟

公共工事情品質確保に関する

制度検討部会委員

平成二十年二月十四日現在

部会長

衆議院議員

金子 一義

委員

衆議院議員

江渡 聡徳

遠藤 利明

金子 恭之

後藤田 正純

佐藤 勉

高木 毅

西野 あきら

福井 照

渡辺 具能

佐藤 信秋

脇 雅史

参議院議員

## 提言に対する各省庁からの施策について

### 提言1 総合評価の徹底

- (1) すべての発注者は、適切な評価手法に基づく総合評価による契約の導入を徹底すること。

#### <国の機関の発注に関する事項>

- 平成20年度も引き続き技術的工夫の余地がある工事については、原則として総合評価方式を導入する。(文部科学省)
- 公共工事に係る総合評価方式による工事基準(予定価格が6千万円以上の工事を対象)を設けるとともに、総合評価方式を推進するための関係通知を発出する。(厚生労働省)
- 平成20年度から地方農政局長発注工事(予定価格9千万円以上)の全工事を総合評価方式とするとともに、それ以下についても積極的に取り組む。(農林水産省)
- 平成20年度から工事の発注については総合評価方式を原則とする。(国土交通省・防衛省)
- 調査設計業務等において、総合評価方式を本格導入する。(国土交通省)
- 調査設計業務等において、総合評価方式を導入する。(農林水産省)

#### <地方公共団体等の発注に関する事項>

- 各種会議・研修等の様々な機会を通じて、総合評価方式の導入・拡大について要請を実施する(総務省)
- 総合評価方式の対象工事の考え方や年度ごとの実施目標の設定による導入・拡大について、入札契約適正化法に基づく要請を実施する(総務省・国土交通省)
- 地方公共団体の入札契約制度が品確法に則っていることを、補助金の交付条件とすることについて検討する。(国土交通省)

**提言1 総合評価の徹底**

- (2) 特に、一般競争を実施する場合にも、適切な参加条件を設定するとともに、当然、総合評価を実施すること。

○入札ボンド制度の積極的活用、過去の工事实績及び成績、地域要件等、適切な競争参加条件の設定について、入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）

**提言1 総合評価の徹底**

- (3) 地方公共団体は、総合評価に際し、低入札価格調査の失格基準、あるいは最低制限価格を併用すること。

○総合評価方式における低入札価格調査と価格による失格基準の併用について、入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）

**提言1 総合評価の徹底**

- (4) 国・都道府県は、体制が脆弱な市町村等が総合評価を導入できるよう公共発注者相互の協議体の設立や総合評価項目及び手続きの簡素化、事務費の助成等の支援策を強化すること。

**<公共発注者相互の協議体の設立に関する事項>**

○品確法基本方針に基づき、各地方ブロックごとに公共発注者相互の連絡調整による総合評価方式導入促進を図ることを目的として設立している協議会の活用及び機能の強化を図る。（国土交通省）

**<総合評価項目及び手続きの簡素化に関する事項>**

○総合評価方式における学識経験者からの意見聴取手続きの簡素化につ

- いて、地方自治法施行令の一部改正を行う。(総務省)
- 総合評価の審査ポイントをわかりやすく説明する実施マニュアルを改訂し、さらに、市町村を対象とした臨場指導研修を平成20年度においても引き続き実施する。(農林水産省)
  - 地方公共団体向け総合評価実施マニュアルを改訂し、発注者間の協議会・各種会議・研修等様々な機会に、適切な総合評価方式について周知を図る。(国土交通省)

#### <事務費の助成に関する事項>

- 補助事業において、総合評価方式の取組費用について補助金による支弁を引き続き実施する。(農林水産省・国土交通省)
- 総合評価方式を導入する市町村、総合評価方式の導入を検討中の市町村及びこれを支援する地方公共団体等に対し、総合評価方式等導入モデル事業を引き続き実施する。(国土交通省)

#### <その他の支援策>

- 市町村職員の技術能力等専門知識の向上、人材育成を目的とした国による研修会を引き続き開催するとともに、その拡充を図る(総務省・国土交通省)
- 都道府県に対して、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うよう要請を実施する(総務省・国土交通省)
- 国立大学法人等の工事契約担当職員の総合評価方式に関する技能向上等のため講習会及び研修会等を開催した。(文部科学省)
- 全国統一の発注者支援技術者制度を検討する。(国土交通省)
- 各ブロック別の総合評価支援可能者リストを市町村に配布するとともに、手続きの簡素化のための学識経験者に対する意見徴収の共同実施の事例や都道府県等の建設技術センター等の外部組織を活用した事例を紹介する。(国土交通省)
- CM方式を活用しようとする地方公共団体に対して、モデルプロジェクトとして引き続き支援するとともに、CM方式活用協議会を通じて、普及啓発を引き続き推進する。(国土交通省)

## 提言2 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

- (1) すべての発注者は、不良不適格業者の排除、地域に貢献する地元企業の受注機会の確保、下請企業や技能労働者へのしわ寄せ防止のための有効な対策を実施すること。

### <共通事項>

- 適切な競争参加条件（過去の工事实績、及び成績、地域要件等）の設定、入札ボンドの導入等について入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）
- 導入が容易な、施行実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の導入・拡大について入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）

### <不良不適格業者の排除に関する事項>

- 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化（入札参加停止期間2年→3年）について、地方自治法施行令の一部改正を行う（総務省）
- 平成20年度から、総合評価方式における提案内容の不履行があった場合は、工事成績の減点を行う。（厚生労働省）
- 工事成績による技術力評価を行うため、企業・技術者の施工実績データベースに工事成績を追加するとともに、各発注者間で共有化の促進を図る。（国土交通省）
- 入札ボンドの対象工事を、地域における他発注機関の導入状況をふまえ拡大する。（農林水産省・国土交通省）
- ペーパーカンパニーの過大評価の排除等企業実態に即した経営状況評価、防災活動への貢献等企業の社会性に関する評価等について経営事項審査の見直しを行った。（国土交通省）
- 地方公共団体が工事实績、工事成績等を評価し主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成する。（国土交通省）

### <地場産業育成に関する事項>

- 地域に貢献する企業を適切に評価するため総合評価実施方針の改訂を検討する。（文部科学省）

- 下位等級の業者の上位等級の工事への参加を認める措置を検討する。  
(国土交通省)
- 災害協定等を結んでいる地元企業等を引き続き適切に評価するとともに、今後、さらなる地域貢献度の評価手法の導入について検討する。(農林水産省・国土交通省)
- 地元企業を下請業者とする場合等へのインセンティブについて検討する。(国土交通省)

<下請企業等のしわ寄せ防止に関する事項>

- 専門工事部分についての評価を行う総合評価方式を拡大する。(国土交通省)
- 下請けいじめ等に対する窓口等の設置を検討する。(厚生労働省)
- 建設業法違反に関する通報窓口として設置された「駆け込みホットライン」について、建設業団体等関係事業者への周知徹底を引き続き実施する。(国土交通省)

提言2 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

- 2) 予定価格や最低制限価格等の事前公表は、積算能力や施工能力がない業者の参入を防ぐことができないことから見直しを検討すること。

- 予定価格や最低制限価格等の事前公表の弊害を踏まえ、事前公表の取りやめ等の対応を行うものとし、予定価格や最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表することを入札契約適正化法に基づく要請を実施する(総務省・国土交通省)

**提言3 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止**

**(1) 地方公共団体は、いわゆる歩切りを行わないこと。**

○予定価格の適正な設定について、特に歩切りの実施を厳に慎む旨、入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）

**提言3 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止**

**(2) すべての発注者は、積算等の適切な見直しを図り適正な予定価格を作成すること。また、設計変更を適切に実施すること。**

○予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な設定について、入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）

○予定価格の作成に見積もりを活用するなど、実勢価格の予定価格への反映を一層促進する。（国土交通省）

○適切な設計変更に資する執務資料を取りまとめ、周知徹底する。（農林水産省）

○設計変更における課題と留意点を設計変更ガイドラインとしてとりまとめ、受発注者の双方に周知する。（国土交通省）

**提言3 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止**

**(3) 低入札価格調査の失格基準及び最低制限価格は、経費項目別に設定する等適切に定め、いわゆるダンピング防止を図ること。**

○低入札価格調査制度の運用に当たっては、具体的な失格基準の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図ること、また、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すよう入札契約適正化法に基づく要請を実施する（総務省・国土交通省）



- 所要の経費が計上されるよう低入札調査基準価格の見直しを検討する。さらに、新しい低入札調査基準価格の地方公共団体への普及促進を図る。(国土交通省)
- 施工体制確認型総合評価方式を拡大する。(地方農政局長発注工事(予定価格9千万円以上))(農林水産省)
- 施工体制確認型総合評価方式の試行を引き続き実施し、試行結果を分析した上で、さらなる改善を検討する。(国土交通省)
- 調査設計業務等における低入札価格調査を引き続き実施するとともに、総合評価方式を活用した対策についても検討する。(国土交通省)
- 特に低価格で入札した落札予定者に対して行う特別重点調査を導入する。(防衛省)
- 施工体制確認型総合評価方式を導入する。(防衛省)

### 提言3 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

- (4) すべての発注者は、品質確保を図るため、検査・工事成績評定等を適切に実施すること。

#### <検査・工事成績評定に関する事項>

- 工事成績評定要領等を改訂するとともに、設計業務成績評定要領を策定した。(文部科学省)
- 円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保するため、出来高部分払い方式の活用工事を拡大する。あわせて、施工プロセスを通じた検査の試行件数を拡大する。(国土交通省)

#### <その他の事項>

- 発注者と受注者の連携を促進するため、三者協議やワンデーレスポンスを含む所要の取組に努めるよう入札契約適正化法に基づく要請を実施する。(総務省・国土交通省)
- 施工段階での受注者からの様々な苦情を一元的に受け付ける窓口を発注者間の協議会と業界団体が協力して創設する。(国土交通省)
- 発注者の事由に基づく工事一時中止等への対応として、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上に資するガイドラインを作成し、周知徹底を図る。(国土交通省)

- 設計思想の伝達及び情報共有、問題解決の迅速化を図るため、三者会議の対象工事を拡充するとともに、ワンデーレスポンスの試行件数を拡大する。(国土交通省)

#### 提言4 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

公正取引委員会、建設業許可部局及び発注者は、原価割れ受注等の不当廉売、不公正取引等に対する監視を強化すること。

- 平成20年1月に国土交通省、農林水産省、都道府県、政令市に対し、1億円以上の工事の低入札価格調査の情報提供を依頼したところ。今後、当該依頼に対する回答に基づき、所要の調査を実施する。(公正取引委員会)
- 不当に低い請負代金の禁止等に係る「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底を引き続き実施する。(国土交通省)
- 不当廉売等を公正取引委員会へ通報するため、連絡要領を整備する。(防衛省)